証券コード　9263
2022年７月13日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋堀留町一丁目９番11号
NEWS日本橋堀留町６階
株式会社ビジョナリーホールディングス
代表取締役　星　﨑　尚　彦

第５期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第５期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、４ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2022年７月27日（水曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本年は、極力、当日のご出席に代えて、上記方法による事前の議決権行使をくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2022年７月28日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都中央区日本橋茅場町１－５－８　東京証券会館　８階ホール（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）なお、本株主総会は、インターネットでライブ配信いたします。別紙の「株主様向けライブ配信について」をご覧ください。
3. **会議の目的事項**

報告事項

1. 第５期（2021年５月１日から2022年４月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第５期（2021年５月１日から2022年４月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

4. 議決権行使に関する事項

(1) 議決権の代理行使をされる場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出願います。なお、代理人は議決権を有する株主様１名に限らせていただきますのでご了承ください。

(2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により株主名簿管理人にご通知ください。

(3) インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットにより、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. その他招集にあたっての決定事項

(1) 以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、当社ウェブサイトの「ＩＲ情報」（https://www.visionaryholdings.co.jp/ir/）に掲載されております。

連結計算書類
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、招集ご通知添付書類に記載の書類の他、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表、個別注記表及び連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書となります。

(2) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.visionaryholdings.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

※第５期定時株主総会におきましては、お土産のご用意はございません。何卒ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

＜新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について＞

・来場された株主様の検温をさせていただき、その結果入場をお控えいただく場合がございます。

・会場にて体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けして入場をお控えいただくことがございます。

・ご来場される場合は、マスクを着用いただきますようお願い申し上げます。

・当日は十分な感染拡大の対応をするため、座席の間隔を拡げる等、座席数を少なくしております。株主様の安全を確保できないと判断した時は、ご入場を制限させていただく場合もありますので、あらかじめご了承願います。「議決権行使書」ご返送又はインターネットにより議決権を行使することができますので、積極的にご活用願います。

・当日ご来場を見合わせられる株主様向けに本株主総会の模様をライブ配信いたします。別添の「株主様向けライブ配信について」をご参照願います。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2022年７月28日(木曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合

書面による議決権行使

行使期限

2022年７月27日(水曜日)
午後６時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2022年７月27日(水曜日)
午後６時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

ウェブサイトのメンテナンス作業のための取扱い休止期間
2022年７月16日(土)午前５時～2022年７月19日(火)午前５時

インターネットによるご行使

行使期限

2022年７月27日(水曜日)
午後６時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

ウェブサイトのメンテナンス作業のための取扱い休止期間
2022年７月16日(土)午前５時～2022年７月19日(火)午前５時

重複して行使された議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
(2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

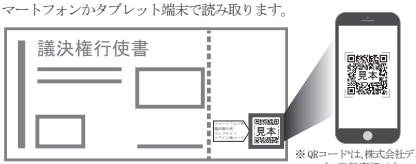
ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
議決権行使について　0120-652-031 (9:00～21:00)　その他のご照会　0120-782-031 (平日9:00～17:00)

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
※当社では、定款第16条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様１名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「**スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード**®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く

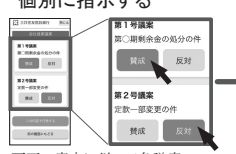


表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

すべての会社提案議案について「賛成」する ④

各議案について個別に指示する ③

③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「**この内容で行使する**」ボタンを押して行使完了です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

インターネットによるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net



②ログインする



議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
※ 2022年7月16日(土)午前5時～2022年7月19日(火)午前5時はウェブサイトのメンテナンス作業のため取扱い休止期間となります。

〔添付書類〕

事　業　報　告

（2021年５月１日から
2022年４月30日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社が判断したものであります。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言の発出並びにまん延防止等重点措置の適用等に伴い社会活動が制約を受けるなど、厳しい状況で推移しました。2021年９月末に緊急事態宣言が解除されて以降、ワクチン接種の普及拡大や外出自粛等の行動制限の緩和と相まって人流も回復基調にありましたが、2022年１月以降は、より感染力の強いオミクロン株による感染急拡大により再び行動自粛を強いられたことに加えて、世界的なエネルギー供給不足から物価の上昇が少しずつ広がる中、個人消費や消費マインドへの影響の長期化が懸念され、依然として先行きは不透明な経営環境にあります。より機動的な意思決定を行うためのグループ再編を実施するなど、当社グループ構造の最適化を進めております。

このような経済情勢のもと、社会における永続的な当社グループの存在意義として“五感の健康寿命を100年に”を掲げ、五感の健康寿命延伸による社会貢献と持続的な成長に向けた取り組みを進めております。中核の小売事業においては、眼鏡・コンタクトを販売するにとどまらず、眼の健康寿命を延ばすために必要なあらゆる解決策（＝商品・サービスやアドバイス）を提供するため、アイケアに注力した商品・サービス展開とその深耕を図るほか、補聴器やリラクゼーションといった五感領域への事業拡大及び深化を図るとともに、他業種との事業提携などを通じて、当社グループの更なる成長機会の創出に注力しております。また、営業時間の短縮を継続するとともに、ご来店予約の推進等、より機動的なお客様サービスの体制整備を強化したほか、超高精緻な検査精度による世界最先端の検査機器の導入を継続・拡大しており、視環境に合わせた付加価値の高いレンズの提案等により、他社サービスとの差別化を追求するとともに、顧客１人ひとりに合わせた付加価値の

高いメガネづくりの実現に尽力いたしました。当連結会計年度における経営成績について、売上高につきましては、2022年４月期において、20店舗の退店（うち移転12店舗）する一方、25店舗の新規出店を進め、2022年４月末時点の店舗数は327店舗（前年同期末比５店舗増）となりましたが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、政府や自治体による行動自粛の要請が長期に亘り継続的に実施されたことから、人流の抑制に伴いメガネの来店客数が落ち込むこととなり、第２四半期連結累計期間までは地方圏を中心に売上が伸び悩み、厳しい状況が続きました。緊急事態宣言解除後の2021年10月以降は徐々にメガネの客足が戻り、売上は回復基調にあったものの、１月以降、３月中旬までオミクロン株による感染急拡大に対するまん延防止等重点措置とそれに伴う行動自粛等の影響から来店客数が再び低調に推移する事態となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は26,068百万円（前期比0.0％増）となりました。また、売上総利益率は、主に価格施策やプロダクト別売上構成比の変化と各種キャンペーンの影響で低下しました。経費面では、職域接種をはじめ新型コロナウイルス感染症の対策費用の増加や当社グループが提供する高付加価値サービスをより多くの生活者からの認知が得られるよう、テレビＣＭ、動画広告やＳＮＳなど幅広いメディアを活用した複合的な情報発信を含むマーケティング費用の増加等により販売費及び一般管理費は16,112百万円（前期比1.0％増）となりました。

この結果、営業損失は120百万円（前期は営業利益353百万円）となりました。また、雇用調整助成金378百万円を計上したこと等により、経常利益は240百万円（前期比74.0％減）となる一方で、特別損失として当連結会計年度及び次期において移転もしくは退店を予定する店舗の損失額、システム要件等の見直しに伴う損失額、及び収益性の低下が見られる店舗、保有不動産及び連結子会社ののれんについて減損損失1,176百万円を計上し、また、子会社において繰延税金資産を368百万円取り崩したこと、子会社における送金詐欺損失95百万円等を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は1,612百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益67百万円）となりました。

なお、当社グループが経営指標（KPI）として重視するEBITDA（注）は812百万円（前期比36.4％減）となりました。

（注）EBITDA＝営業利益+減価償却費（有形・無形固定資産）＋長期前払費用償却費＋除去債務償却費用＋利息費用＋のれん償却費＋株式報酬費用

当連結会計年度における事業の種類別セグメント業績の状況は次のとおりです。

１．小売事業

当社グループの中核事業である小売事業につきましては、眼の健康寿命の延伸をテーマに、従来の25倍、0.01ステップでの度数決定を可能とする精密測定機器の導入を継続・拡大を進めているほか、視力だけでなく生活環境や眼の調節力も考慮した「トータルアイ検査」や、いつでも最適な状態のメガネに調整する「スーパーフィッティング」、購入後の充実したサポートを提供する「HYPER保証システム」、いつでも特別価格でフレーム、レンズを交換いただける「こども安心プラン」、特別価格でレンズやフレームを何度でも交換できるメガネのサブスクリプションプラン「メガスク」、「メガネと補聴器の出張訪問サービス」、頻繁に使うコンタクトレンズ用品をまとめて定期的にご自宅にお届けする「コンタクト定期便」等、多様かつ画期的なサービスを提供しております。

また、コロナ禍により外出を控えたい方などに電話でメガネ、コンタクトレンズ、補聴器に関するあらゆる相談に対応する遠隔サービス「お家でコンシェルジュ」、コンパクト検査機器による「リモート視力検査システム」を眼鏡チェーン店として初導入し、完全リモートによる度付きメガネを提供するなど、遠隔接客サービスの強化にも努めております。これら当社グループが提供する高付加価値サービスをより多くの生活者からの認知が得られるよう、テレビＣＭ、動画広告やＳＮＳなど幅広いメディアを活用した複合的な情報発信を含むマーケティング施策の強化とともに、高付加価値サービスを継続的に開発・提供できる体制の構築に取り組んでおります。

店舗については、１店舗あたりの収益力増強に資する店舗の出退店を進め、25店舗の新規出店（うち移転13店舗）、20店舗を退店（近隣店舗への統合８店舗、移転12店舗）し、当期末時点の店舗数は327店舗（前期比５店舗増）となりました。また、新たな試みとして相互送客のシナジーが見込める異業種連携店舗の出店（ＡＯＫＩ東川口店、ＡＯＫＩつくば学園店）を行ったほか、店舗営業時間の短縮継続、来店予約の推奨・強化により、店舗人員の機動的な最適配置を志向する等、店舗の採算性を重視した運営により、より筋肉質な事業体質への転換を進めております。

売上高につきましては、緊急事態宣言の発出、並びにまん延防止等重点措置の適用等による外出自粛の影響を受け、メガネ客を中心に来店客数の落ち込みが見られる一方で、コンタクト定期便等のストック型サービスの継続的な強化策が下支えになるなど、売上構成比が変化し、減収増益となりました。

この結果、小売事業における売上高は24,192百万円（前期比1.1％減）、セグメント利益は1,457百万円（前期比14.7％増）となりました。

２．卸売事業

卸売事業につきましては、世界トップブランドのアイウェアを手掛けるマルコリン社（イタリア）の日本総代理店である株式会社VISIONIZEを中心に市場のアイケア・アイウェアに対する多様なニーズへの対応に取り組んでおります。

この結果、売上高は1,010百万円（前期比18.1％増）、セグメント利益145百万円（前期比214.0％増）となりました。

３．ＥＣ事業

ＥＣ事業につきましては、当社グループＥＣサイト「メガネスーパー公式通販サイト」をはじめ、Amazon・楽天・yahoo・ロハコ等のモールＥＣにおいて、お客様の利便性を追求した質の高いサービスを継続的に強化しております。

当連結会計年度においては、自社ＥＣサイトにおいてはクーポン施策・コーポレートサイトからの誘導などが功を奏しＥＣサイトへの流入数が増加、コンタクト定期便の新規も大幅増、モールＥＣにおいてはAmazonが引き続き好調に推移しております。

また、過去に購入したコンタクトレンズ用品を１タップで注文・配送することができるスマートフォンアプリ「コンタクトかんたん注文アプリ」、「コンタクトレンズ在庫検索＆取り置き」、コーポレートサイト及びＬＩＮＥを利用した来店予約など、実店舗とＥＣサイトを包括するデジタルチャネル、店舗とデジタルそれぞれのチャネル特徴を活かしたオムニチャネル戦略を実現するための基盤構築を推進しております。

この結果、ＥＣ事業における売上高は861百万円（前期比16.9％増）、セグメント利益は263百万円（前期比109.5％増）となりました。またオムニチャネル戦略による実店舗等への送客等による小売事業における売上貢献額とＥＣ事業売上高を合算したＥＣ関与売上高は989百万円（前期比14.5％増）となりました。

４．その他事業

その他事業におきましては、株式会社Enhanlaboにおいてメガネ型ウェアラブル端末「ｂ．ｇ．」の研究開発・量産化を行っておりましたが、2022年４月30日付にて、同社のウェアエアブル端末事業を会社分割により譲渡するとともに、同社の解散・清算並びに当社子会社が保有する同社債権の放棄を決定しております。

この結果、その他事業における売上高は4百万円（前期比51.6％減）に留まり、営業関連諸費用等、費用先行が続いていることからセグメント利益は1百万円となりま

した。

セグメントの売上高につきましては、次のとおりであります。

（単位：百万円）

部門＼期別	第　5　期（当連結会計年度）	
	売　上　高	構　成　比
小売事業	24,192	92.8%
卸売事業	1,010	3.9
EC事業	861	3.3
その他事業（注）	4	0.0
合計	26,068	100.0

（注）その他事業はウェアラブル端末事業等であります。

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、今後の業績への影響を含め先行き不透明な事業環境ではありますが、当社グループでは引き続き中核事業である小売事業でグループ経営を牽引していくとともに、提供するメガネ・コンタクトレンズ・補聴器は生活必需品であるという考えに基づき、「視覚」「聴覚」における健康をキーワードとした高付加価値商品・サービスの提供を通じて、お客様や地域にとって無くてはならない企業となるよう、ブランド価値並びに業績の更なる向上を目指してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しても、引き続き持続可能な経営を基本方針として、安定的な経営に取り組んでまいります。

1．収益基盤の強化

当社グループは生活必需品であるメガネ・コンタクトレンズ・補聴器等、物品の販売によるフロー収益、トータルアイ検査、アイケアリラクゼーションなどの顧客体験を提供するサービス収益、コンタクト定期便や会員化から派生するHYPER保証プレミアム、こども安心プラン等の継続的な利益を得るストック収益の３種類の収益構造の形態があります。これらを単独ないしは複合的にお客様へ提供することにより、メガネ・コンタクトレンズ・補聴器を必要とされる方に必要なタイミングで最適な高付加価値商品・サービスを提供しております。

今後、持続的に成長していくために、より多様かつ安定的な収益基盤を確立し、

徹底的に競合他社との差別化を図っていくため、多様な顧客ニーズに対応する商品（ブランド）の開発・提供、高付加価値サービスの拡充に加えて、ストック収益をより拡充していくことが重要な課題と認識しております。

一方、立地や商圏に即した新規出店を継続するとともに、顧客体験を提供する次世代型店舗の強化を通じて1店舗あたりの収益力増強による筋肉質な事業モデルの構築を進めてまいります。

また、当社グループはエムスリー株式会社と連結子会社である株式会社SENSEAIDの共同運営を行っております。エムスリー株式会社が有する医療関係者、広範なネットワーク並びに各種サービスと、実店舗で当社グループが提供している各種サービスとの連携等、健康をキーワードとしたユニークなビジネスモデルの構築を進めてまいります。

２．人材の確保と育成

企業・ブランド価値の向上、中核の小売事業における高付加価値商品・サービスの提供を前提とした業績拡大と安定のためには、長期的かつ安定的に就業いただく人材の確保及び育成が必要不可欠な要素であり、重要な課題であると考えております。

人材の確保については、新卒採用の強化とともに適時の中途採用により、事業拡大ないしは高度化する事業に適応する正社員の確保を図ってまいります。

人材の育成に関しては、社内研修制度の一層の充実・強化を図り、店舗における知識・サービスレベルの均一化を図るとともに、経営者視点を持ちながら、マネジメントできる人材へと育成してまいります。

３．M＆A推進による既存事業の強化と事業領域拡大

成長戦略の柱であるM＆Aでは、既存事業との親和性が強い事業分野へのM＆Aにより、将来的に収益拡大が見込まれる周辺事業領域へのM＆Aを推進してまいります。

また、既存事業の商圏・顧客層・サービス領域の拡大を視野に入れたM＆A戦略を推進し、グループの収益力向上と成長を目指してまいります。

４．経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。今後さらに事業規模を拡大していく中でコーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠だと考えております。

その基盤となる経営管理組織の拡充のため、組織体制の最適化、内部監査体制の強化並びに監査等委員・会計監査人による監査の連携を強化し、強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

５．新型コロナウイルス感染症への対策

当社グループでは、店舗をご利用いただくお客様をはじめ、従業員やその家族、取引先の安全確保を最優先とし事業活動を継続しております。

店舗においては、従業員の健康状態の管理、手洗い・アルコール消毒、マスク着用の徹底、検査機材・商品・店内の除菌や換気といった衛生管理に加え、ご来店いただくお客様には密集回避、滞在時間短縮のため来店予約を推奨、ご案内時のお客様との一定距離の確保などの対策をしております。また、休業や営業時間の短縮等、行政からの要請への対応を基本とし、また地域の状況などに合わせて各店舗が柔軟に対応できるよう配慮しております。本社部門においては、時差出勤やテレワークを適用するなど、感染拡大防止に配慮した働き方を実施しております。そのほか、コミットメントラインや当座貸越枠の設定などによる資金の流動性確保、政府や自治体の各種補助金・助成金の申請に加え、各種コストについて不要不急の案件の見直し継続を通じて、コスト削減を図ってまいります。

当社グループは、生活必需品と位置付けるメガネ・コンタクトレンズ・補聴器を必要とされる方に必要なタイミングで最適な高付加価値商品・サービスを提供する企業として事業を継続していくことが、社会への貢献であると確信しており、外部環境の変化に細心の注意を払いながら事業展開をしてまいる所存です。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、1,247百万円であります。小売事業におけるその主なものは、17店舗の新規出店及び次世代型店舗４店舗等の改装並びに店舗のオペレーションの利便性を図るためのソフトウェア開発によるものであります。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第２期	第３期	第４期	第５期(当連結会計年度)
	2019年４月期	2020年４月期	2021年４月期	2022年４月期
売上高（百万円）	26,485	27,338	26,059	26,068
経常利益又は経常損失(△)（百万円）	852	△332	926	240
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)（百万円）	499	△1,166	67	△1,612
１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)（円）	19.55	△43.83	1.84	△43.78
総資産（百万円）	15,065	19,574	19,874	17,122
純資産（百万円）	1,995	5,493	5,885	4,448

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．2019年11月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。
第３期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）を計算しております。
３．2021年４月期より、従業員持株会支援信託ESOPを導入しており、当該信託が保有する当社株式を１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、当該信託が保有する当社株式を１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

(6) 主要な事業セグメント

（2022年４月30日現在）

事業部門別	事業の内容
小売事業	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品・健康食品等の店舗における販売事業
卸売事業	当社関係会社を含む取引先にフレーム・サングラス等の卸売事業
EC事業	インターネット上のコンタクトレンズ、眼鏡等の通信販売事業
その他事業	ウェアラブル端末の開発及び販売等

(7) 当該連結会計年度末における主要な拠点並びに使用人の状況

① 主要な拠点等

地　域	店　舗　名	店舗数
本社	東京都中央区	店
北海道	小樽店、イオン札幌桑園店 他3店舗	5
青森県	イオン十和田店、イオンタウン弘前樋の口店 他3店舗	5
岩手県	盛岡上堂店、遠野バイパス店	2
宮城県	仙台クリスロード店、仙台泉セルバテラス店 他1店舗	3
山形県	鶴岡南ショッピングセンター店、鶴岡インター店	2
福島県	福島方木田店、福島矢野目店	2
茨城県	日立店、土浦真鍋店、鹿島店、つくば学園 他5店舗	9
群馬県	前橋国領店	1
埼玉県	所沢プロペ通り店、川越クレアモール店、大宮DOM店 他16店舗	19
千葉県	市川店、船橋店、京成千葉店、キテミテ松戸店 他18店舗	22
東京都	高田馬場本店、EYESTYLEGINZASIX店、新宿中央東口店 他51店舗	54
神奈川県	横浜西口本店、小田原錦通り店 他46店舗	48
新潟県	上越インター店、燕三条店、長岡イオン前店 他22店舗	25
富山県	富山本店、砺波店、高岡駅南店 他19店舗	22
石川県	野々市店、輪島ワイプラザ店、イオンタウン金沢示野店	3
福井県	福井二の宮店、福井花堂店、福井下馬店	3
山梨県	アルプス通り甲府本店、韮崎店、都留・田野倉店 他8店舗	11
長野県	長野若槻店、レイクウォーク岡谷店 他1店舗	3
岐阜県	岐阜長良店、岐阜加納店	2
静岡県	浜松鍛冶町店、函南店 他13店舗	15
愛知県	名古屋平針・原店、名古屋栄スカイル店 他8店舗	10
三重県	イオンモール桑名店	1
滋賀県	草津駅前店、近江八幡店　他2店舗	4
京都府	京都四条河原町通り店、京都四条河原町高島屋前店	2
大阪府	高槻北口店、天六店、枚方店、シミズメガネ本店 他10店舗	14
兵庫県	西明石店、神戸三宮店、姫路みゆき通り店 他7店舗	10
広島県	ゆめタウン東広島店	1
山口県	下関山の田店、ゆめタウン下松店	2
香川県	イオンタウン宇多津店、イオンモール綾川店	2
愛媛県	松山銀天街店	1
福岡県	小倉本店、小倉曽根店、西新店、天神総本店 他4店舗	8
佐賀県	佐賀西部バイパス店	1
長崎県	長崎浜町店	1
熊本県	熊本東バイパス店、くまなん店、天草店、熊本光の森店	4
宮崎県	都城店	1
鹿児島県	鹿児島天文館本通り店、鹿児島中央駅前店 他5店舗	7
沖縄県	サンエーハンビータウン店、サンエー豊見城ウイングシティ店	2
合　計		327

② 使用人の状況

使用人数	1,549 名（ 130 名）

（注）1. 使用人数は、就業人員数であります。
2. （ ）内は、外書きで、準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては１日の労働時間を８時間に換算した員数を示しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

名称	住所	資本金	議決権割合	主要な事業
株式会社VHリテールサービス	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号NEWS日本橋堀留町6階	100百万円	100%	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品・健康食品等の店舗における販売事業及びインターネット上のコンタクトレンズ、眼鏡等の通信販売事業
株式会社メガネハウス	富山県富山市上飯野38番地1	12百万円	100%	フレーム・サングラスの卸売事業及びフレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス等の店舗における販売事業
株式会社Enhanlabo	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号NEWS日本橋堀留町6階	25百万円	100%	眼鏡型ウェアラブル端末及びその周辺機器の企画・開発・製造・販売等
株式会社VisionWedge	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号NEWS日本橋堀留町6階	10百万円	100%	関係会社を含む取引先へのフレーム・サングラスの卸売事業
株式会社VISIONIZE	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号NEWS日本橋堀留町6階	２百万円	100%	関係会社を含む取引先へのフレーム・サングラスの卸売事業及びフレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス等の店舗における販売事業

名称	住所	資本金	議決権割合	主要な事業
株式会社SENSEAID	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号NEWS日本橋堀留町6階	10百万円	50%	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品等の店舗における販売事業
株式会社VHシェアードサービス	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号NEWS日本橋堀留町6階	10百万円	100%	グループ会社の本社管理オペレーティング業務の受託等

③　事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	所在地	帳簿価額	当社の総資産額
株式会社VISIONIZE	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号NEWS日本橋堀留町6階	2,325,916千円	7,340,535千円

(9) 重要な企業結合等の状況

① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

当社は、2022年４月30日付で、当社の連結子会社である株式会社Enhanlaboのウェアラブル端末事業に係る権利義務を会社分割により他社に承継させるとともに、株式会社Enhanlaboの解散を行いました。

② 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当社の100%子会社である株式会社VHリテールサービスは、2022年５月１日付で同社を存続会社、同社の100%子会社である株式会社メガネハウスを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借　　入　　先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社福岡銀行	4,272
株式会社りそな銀行	503

(注)1. 上記には、株式会社福岡銀行を主幹事とするシンジケートローン(2,272百万円)を含んでおります。
2. 当連結会計年度末の残高500百万円以上を記載しております。

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年４月30日現在）

(1) 発行可能株式総数

	98,000,000株
普通株式	98,000,000株

(2) 発行済株式総数

	37,423,415株
普通株式	37,423,415株
	（うち自己株式 552,917株を含む）

(3) 株　主　数

44,656名

(4) 大株主の状況

株　主　名	普通株式 持　株　数	持株比率
	株	%
エムスリー株式会社	12,045,300	32.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,448,700	3.90
ＨＯＬＴジャパン株式会社	603,500	1.62
星崎尚彦	525,211	1.41
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	409,300	1.10
楽天証券株式会社	363,900	0.98
吉岡裕之	283,000	0.76
ＳＩＸＳＩＳＬＴＤ.	250,000	0.67
三井規彰	236,410	0.63
株式会社日本カストディ銀行（年金特金口）	234,700	0.63

（注）持株比率は発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。なお、自己株式には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する261,500株を含んでおりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 当社は、従業員の福利厚生の充実化を図るとともに、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、企業価値の向上を図ることを目的として、2019年12月13日開催の取締役会決議に基づき、従業員持株会支援信託ESOPを導入いたしました。当期末に信託が所有する当該株式は、261,500株です。

② 2019年12月13日及び2020年12月24日開催の取締役会決議に基づき、当社監査等委員でない取締役２名に対し譲渡制限付株式報酬として普通株式522,000株及び218,000株をそれぞれ発行しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

		第２回新株予約権
発行決議日		2015年11月19日 （注）1
新株予約権の数		24,200個
目的となる株式の種類と数		普通株式 242,000株 （新株予約権1個につき10株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 5,300円 （1株当たり 530円）
権利行使期間		2020年12月4日から 2025年12月3日まで
行使の条件		（注）2
役員の保有状況	取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 24,200個 目的となる株式数 242,000株 保有者数 2名

（注）1. 2017年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社VHリテールサービス（旧商号：株式会社メガネスーパー）が発行した第11回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2017年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社VHリテールサービスの第11回新株予約権に係るものを表しています。

2. (1) 新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

3. 2019年11月１日付で10株を１株に株式併合しております。このため「目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

		第５回新株予約権
発行決議日		2017年6月28日（注）1
新株予約権の数		28,000個
目的となる株式の種類と数		普通株式　280,000株 （新株予約権1個につき10株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり　5,300円 （1株当たり　530円）
権利行使期間		2020年12月4日から 2025年12月3日まで
行使の条件		（注）2
役員の保有状況	取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　28,000個 目的となる株式数　280,000株 保有者数　2名

（注）1. 2017年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパー（現株式会社VHリテールサービス）が発行した第14回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2017年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第14回新株予約権に係るものを表しています。

2. (1) 新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

3. 2019年11月１日付で10株を１株に株式併合しております。このため「目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

	第１回新株予約権
発行決議日	2014年11月17日　（注）1
新株予約権の数	26,460個
目的となる株式の種類と数	普通株式　264,600株 （新株予約権1個につき10株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり　5,300円 （1株当たり　530円）
権利行使期間	2017年11月17日から 2024年11月16日まで
行使の条件	（注）2
使用人の交付状況	新株予約権の数　26,460個 目的となる株式数　264,600株 交付者数　187名

（注）1. 2017年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパー（現株式会社VHリテールサービス）が発行した第９回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2017年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第９回新株予約権に係るものを表しています。

2. (1) 新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする

3. 2019年11月１日付で10株を１株に株式併合しております。このため「目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

	第４回新株予約権
発行決議日	2016年12月15日　（注）1
新株予約権の数	28,260個
目的となる株式の種類と数	普通株式　282,600株 （新株予約権1個につき10株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり　6,100円 （1株当たり　610円）
権利行使期間	2019年12月15日から 2026年12月14日まで
行使の条件	（注）2
使用人の交付状況	新株予約権の数　28,260個 目的となる株式数　282,600株 交付者数　337名

（注）1. 2017年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパー（現株式会社VHリテールサービス）が発行した第13回新株予約権を保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2017年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第13回新株予約権に係るものを表しています。

2. (1) 新株予約権者は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

3. 2019年11月１日付で10株を１株に株式併合しております。このため「目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

		第６回新株予約権
発行決議日		2019年６月18日
新株予約権の数		10,000個
目的となる株式の種類と数		普通株式　100,000株 （新株予約権1個につき10株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり　6,000円 （1株当たり　600円）
権利行使期間		2022年６月18日から 2029年６月17日まで
行使の条件		（注）1
役員の保有状況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数　10,000個 目的となる株式数　100,000株 交付者数　1名

（注）1.（1）新株予約権者は、2021年７月30日の子会社における定時株主総会終結の時をもって任期満了により当該子会社取締役の地位を失っていますが、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められ、権利を保有しております。

（2）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

（3）各新株予約権の一部行使はできないものとする。

2. 2019年11月１日付で10株を１株に株式併合しております。このため「目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	星崎尚彦	執行役員アイケア事業本部長
取締役	三井規彰	執行役員CFO
取締役	中村成宏	執行役員
取締役	松尾拓道	執行役員
取締役	川添隆	執行役員CDO兼CIO
取締役	松本大輔	ルートエフパートナーズ㈱ 代表取締役 ㈱きずなホールディングス 社外取締役
取締役	伊串久美子	㈱ブロードリーフ 社外取締役 ㈱サマンサタバサジャパンリミテッド 社外取締役
取締役	富山泰司	エムスリー㈱ 執行役員 エムスリーキャリア㈱ 取締役
取締役常勤監査等委員	角田浩一	
取締役監査等委員	加藤真美	桜丘法律事務所 ㈱タダノ 社外監査役
取締役監査等委員	原口純	原口会計事務所 ㈱オープンドア 監査役

(注) 1. 取締役 松本大輔氏、伊串久美子氏、富山泰司氏、加藤真美氏及び原口純氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との充分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能性を強化するために角田浩一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3. 重要な兼職先である法人等と当社の関係
エムスリー㈱は、当社の発行株式の32.4%を保有する大株主であります。

4. 松本大輔氏、伊串久美子氏、加藤真美氏及び原口純氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届出ております。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	三田紘之	コンタクト事業本部兼イヤケア事業本部 執行役員
執行役員	松田千穂	社長室 執行役員
執行役員	古海隆之	アイケア事業本部 執行役員
執行役員	小西進	人事総務事業本部 執行役員
執行役員	彦坂祐次	デジタルエクスペリエンス事業本部兼ITソリューション本部 執行役員
執行役員	宮森修仁	マーケティング事業本部 執行役員

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役松本大輔氏、伊串久美子氏、富山泰司氏、加藤真美氏及び原口純氏は当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬は、固定報酬としての金銭による基本報酬、個別に付与される業績連動報酬及び非金銭報酬（特定譲渡制限付株式等）により構成しており、基本的な考え方は以下のとおりです。なお、社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、独立性・客観性を保つ観点から、固定報酬のみを支払うこととしております。

ⅰ 監査等委員でない取締役の固定報酬は、株主総会において決議された報酬等の総額の限度内で、各取締役の職務成果や当社グループへの貢献等を勘案して、取締役会にて承認のうえ、決定するものとしております。業績連動報酬は、業績及び会社貢献を勘案して、取締役会にて承認のうえ、決定するものとしております。また、非金銭報酬は、当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材の確保等を目的として、当社グループへの貢献の期待値等を勘案のうえ、株主総会において決議された報酬等の総額の限度内で、取締役会により決定するものとしております。

ⅱ 監査等委員である取締役の固定報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定するものとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年７月24日開催の第１期定時株主総会において取締役（監査等委員を除く）報酬限度額は年額520,000千円、取締役（監査等委員）報酬限度額は年額50,000千円と決議しています。また、当該金銭報酬とは別に、同定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対し、株式報酬の額を年額500,000千円以内、株式数の上限を年5,500,000株以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち、社外取締役２名）、監査等委員３名（うち、社外取締役２名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長兼アイケア事業本部長星﨑尚彦が、任意の報酬委員会（構成員の過半数を社外取締役が占める）に承認されたルールに則って、取締役（監査等委員を除く）の個人別の基本報酬金額を決定していることから、恣意的な決定がなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

代表取締役社長に権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであり、相当であるものと判断しております。

④ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） ［うち社外取締役］	217,846 ［12,000］	116,500 ［12,000］	－ ［－］	101,346 ［－］	7 ［２］
取締役（監査等委員） ［うち社外取締役］	22,350 ［12,000］	22,350 ［12,000］	－ ［－］	－ ［－］	3 ［２］

（注）期末現在、取締役（監査等委員を除く）［うち社外取締役］は８［３］名、監査等委員［うち社外取締役］は３［２］名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役１名が存在していることによるものであります。

⑤業績連動報酬に関する事項

各事業年度の連結売上高・EBITDA・当期純損益等の目標値に対する達成率に応じて算出された額及び会社貢献を勘案して決定することができるものとしておりますが、当事業年度において支給はしておりません。

⑥非金銭報酬の内容

非金銭報酬（譲渡制限付株式等）を付与する場合、役位及び当社グループへの貢献の期待値等に応じて付与数を定めます。

当該株式報酬の内容及びその交付状況は、２．（５）その他株式に関する重要な事項に記載のとおりです。また、ストックオプションの交付状況は ３．会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取　締　役	松　本　大　輔	取締役会28回のうち28回に出席し、企業経営や資本市場・金融業界・コーポレート・ガバナンスに関する識見から、経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、独立した客観的立場から、取締役会による経営に対する実効性の高い経営監視・監督機能を十分に発揮しました。
取　締　役	伊　串　久美子	取締役会28回のうち28回に出席し、企業経営や小売サービス・IT・行政・コーポレート・ガバナンスに関する識見から、経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、独立した客観的立場から、取締役会による経営に対する実効性の高い経営監視・監督機能を十分に発揮しました。
取　締　役	富　山　泰　司	取締役会28回のうち28回に出席し、企業経営や小売サービス・IT・行政・コーポレート・ガバナンスに関する識見から、経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、独立した客観的立場から、取締役会による経営に対する実効性の高い経営監視・監督機能を十分に発揮しました。
取締役（監査等委員）	加　藤　真　美	取締役会28回のうち28回に出席、また監査等委員会20回のうち19回に出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について発言を行っております。
取締役（監査等委員）	原　口　　純	取締役会28回のうち28回に出席、また監査等委員会20回のうち20回に出席し、必要に応じ主に公認会計士としての専門的見地から、監査等委員会の場において、当社の経理・決算報告等についての発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　PwCあらた有限責任監査法人

（注）RSM清和監査法人は、2021年７月29日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たにPwCあらた有限責任監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	123百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額	123百万円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会及び取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計を記載しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、特に取締役会の法令遵守はもちろん、従業員に率先して意義の教育及び維持・向上に努める。

② 取締役や使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、担当取締役をチーフ・コンプライアンス・オフィサーとして、その責任のもと、コンプライアンス基準及びコンプライアンスマニュアルを作成し、コンプライアンスの継続的な教育等を通じて、共有を図るとともに、グループ全体における法令遵守の観点から、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報制度、その他必要な報告体制を構築する。

③ コンプライアンス基準に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、従業員に対し内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の更なる周知徹底を図る。
④ 内部監査室を取締役会直属とし、監査等委員会・監査法人・社外取締役との連携・協力のもと定期的に内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図る。内部監査では、問題点の指摘の他、必要と認められる改善・是正策の提言を行い、指摘・提言事項の改善履行状況について、必要に応じ、フォローアップ監査を実施する。また内部監査室は外部専門家等の支援を受けて適宜機能並びに体制強化を講じる。
⑤ 法令・定款・社内規程等の違反行為を未然に防止するために内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には、取締役会への報告を通じて、外部専門家等と協力しながら、迅速に情報を把握しその対処に努める。かかる報告を行った者につき、秘匿性を確保し、当該報告を理由に不利な取り扱いを受けない旨等を社内規程に明記する。
⑥ 役職員の法令・定款・社内規程等の違反行為については、懲罰規程を制定し、厳正に処分を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

① 取締役の職務執行に関する情報は、法令及び社内規程である文書管理規程、情報管理規程に関する規程等に基づき、文書もしくは電子ファイルにより適切に記録、保存、保管する。
② 取締役がこれらの文書等を必要に応じて随時閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

① 取締役会は、経営に重大な影響を及ぼすリスク（業務に関するリスク・安全に関するリスク・企業リスク等）を十分認識したうえで、リスク管理に関する社内規程の整備その他の対応を行い、平時における損失の事前防止に重点を置いた対策を実行する。また、取締役会は、定期的にリスク管理体制の見直しを行う。
② 不測の事態が発生した場合には、迅速かつ組織的な対応により被害を最小限度に抑えるための体制を整える。
③ 当社が認識するリスクの適切な管理状況について、内部監査規程に基づき内部監査担当が内部監査を実施し、対応が必要なリスク要因について、適時に取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

① 当社は、社外取締役を複数名選任し、公正・中立な立場より経営上の重要事項について積極的に助言や意見を求め、監視・監督機能の強化と円滑な運営に努める。

② 迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、一定分野の業務を執行する権限と責任を執行役員に委譲する。

③ 取締役（監査等委員である取締役は除く）と監査等委員である取締役で構成される取締役会を原則毎月１回開催し、十分に審議したうえで、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、業務執行取締役及び執行役員以下の職務執行の状況の監督等を行う。

④ 取締役（監査等委員である取締役は除く）、常勤の監査等委員である取締役及び執行役員から構成される経営会議を原則毎月１回開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。

⑤ 取締役、執行役員及び使用人の業務分掌及び職務権限について、グループ各社を含め社内規程で明確にし、その運用状況につき内部監査を実施し、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保する体制について

① 当社は、定期的にグループ各社が参加する会議体を開催し、主要なグループ各社の経営方針・経営計画の進捗及び実績を管理するとともに、重要事項の報告や協議を実施する。

② グループ全体における効率的な業務執行を確保するため、グループ各社の自主性を尊重しつつ事業内容・経営状況を把握し、各機能部門の連携による支援等を行う。

③ 当社の取締役又は使用人をグループ各社に取締役もしくは監査役として派遣し、重要な職務の執行状況の監督を行う。

④ グループ全体の業務の適正を確保するため内部監査制度の確保を図り、内部監査を実施する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する体制、及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制について

① 監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置するものとする。
② 監査等委員会付の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。
③ 監査等委員会を補助すべき使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保する。

(7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに当社グループの取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
② 監査等委員会は、その判断に基づき、当社グループの取締役及び使用人等から、業務の執行状況につき随時直接報告を求めることができる。
③ 前各号の報告を行った者につき、秘匿性を確保し、当該報告を理由に不利な取り扱いを受けない旨等を社内規程に明記する。

(8) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

① 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、経営上の重要な項目についての意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するとともに、必要な意見を述べる。
② 監査等委員会は、代表取締役及び社外取締役その他の取締役との間で、適宜意見交換会を開催する。
③ 内部監査担当は、監査等委員会との間で内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換を適宜行い、連携して監査にあたる。

④ 監査等委員会及び内部監査担当は、会計監査人を交えての情報交換等の連携を図る。
⑤ 監査等委員会を月１回以上開催し、監査計画を策定し、監査計画に基づく監査の実施状況と経済情報等を共有することで監査の充実を図る。
⑥ 監査等委員の職務執行により生じる必要な費用又は債務は、速やかにこれを処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制について

① 当社グループは、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、財務・会計に関係する諸規程を整備するとともに、会計基準、金融商品取引法及びその他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより、財務報告に係る内部統制の充実を図る。
② 内部監査室は、取締役会に対して内部統制の有効性に関する評価結果を報告し、併せて必要と認められる改善・是正策を提言するほか、指摘・提言事項の改善履行状況についても、必要に応じフォローアップ監査を実施する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

① 反社会的勢力と一切の関係を持たない。
② 総務部門を反社会的勢力の対応部署と位置付け、都道府県暴力追放運動推進センター等外部専門機関との連携、情報の一元管理・蓄積を図る体制を整備する。また、反社会的勢力から接触を受けたときは直ちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては外部機関と連携して組織的に対処する。
③ 反社会的勢力の要求に応じない、法令・社会的規範・企業倫理に反した事業活動は行わないことを職制で指導するとともに内部通報制度を整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 取締役会の職務の執行

社外取締役５名を含む取締役11名は、原則として毎月１回開催される取締役会に出席しております。当事業年度は取締役会を28回開催いたしました。取締役会では、経営上の重要事項の意思決定並びに各取締役の業務執行の監督を行っております。また当社の取締役会に執行役員が出席し、業務執行状況を報告することにより、取締役会において適正な業務執行の統治を実現しております。

② 監査等委員会の職務の執行

社外監査等委員２名を含む監査等委員３名は、監査等委員会が決定した監査計

画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。当事業年度は監査等委員会を20回開催いたしました。監査等委員会では取締役及び各担当部門から重要事項の報告を受けております。また、監査等委員は取締役会のほか重要な会議に出席し、店舗及び各担当部門への往査を行い執行役員及び各担当部門のオフィサー並びに従業員より報告を受け意見交換を行いました。これらの職務の遂行により当社の経営状況を監視するとともに、会計監査人から定期的に監査状況を聴取し会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③ コンプライアンス体制並びにリスク管理体制

当社のコンプライアンス委員会は、当社の従業員が各委員を構成しており、当社全体のコンプライアンス体制の推進に関する課題の把握とその対応策を協議し決定しております。

コンプライアンス委員会は公益通報窓口（ヘルプライン）を設置しており、問題の早期発見及び是正対応に努めております。その運用状況はコンプライアンス委員会へ定期的に報告されております。重要な事案についてはコンプライアンス担当より取締役会及び監査等委員会へ報告を行うこととしております。

リスク管理体制におきましては、事前予兆体制の整備として災害対策マニュアルを整備し、各店舗における防災対策の確認と従業員の安否確認システムの設置を行っております。また、自然災害時のリスク発生時には対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し復旧に取り組むとともに、社会的使命を持って顧客、地域社会等への支援活動を実施しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

本「事業報告」に記載されている金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2022年４月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**10,401,968**	**流動負債**	**7,878,262**
現金及び預金	4,073,528	買掛金	1,565,972
売掛金	2,236,940	短期借入金	2,000,000
商品	3,370,511	1年内返済予定の長期借入金	532,217
貯蔵品	84,863	未払金	1,111,894
前払費用	351,633	未払法人税等	166,095
未収入金	211,557	契約負債	1,931,508
その他	72,933	製品保証引当金	30,988
		その他	539,586
固定資産	**6,720,381**		
有形固定資産	**2,803,114**	**固定負債**	**4,795,803**
建物	1,956,261	長期借入金	2,265,861
工具器具備品	178,202	退職給付に係る負債	1,415,492
土地	260,698	リース債務	352,172
建設仮勘定	7,066	繰延税金負債	43,683
その他	400,885	資産除去債務	474,479
		その他	244,113
無形固定資産	**1,059,029**	**負債合計**	**12,674,066**
のれん	694,472	（純資産の部）	
ソフトウエア	97,872	**株主資本**	**3,271,037**
ソフトウエア仮勘定	218,002	資本金	142,570
その他	48,682	資本剰余金	6,053,321
		利益剰余金	△2,667,748
投資その他の資産	**2,858,238**	自己株式	△257,106
敷金及び保証金	2,496,003	**その他の包括利益累計額**	**228,675**
繰延税金資産	219,796	退職給付に係る調整累計額	228,675
その他	230,550	**新株予約権**	**474,893**
貸倒引当金	△88,111	**非支配株主持分**	**473,677**
		純資産合計	4,448,283
資産合計	**17,122,349**	**負債・純資産合計**	**17,122,349**

連結損益計算書

（自　2021年５月１日
至　2022年４月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**26,068,738**
売上原価		**10,076,115**
売上総利益		**15,992,622**
販売費及び一般管理費		**16,112,951**
営業損失		**△120,328**
営業外収益		
受取利息	427	
受取配当金	481	
雇用調整助成金	378,498	
集中加工室管理収入	12,510	
その他	98,519	490,438
営業外費用		
支払利息	88,345	
支払手数料	33,571	
その他	7,380	129,297
経常利益		**240,812**
特別利益		
新株予約権戻入益	8,802	
その他	999	9,802
特別損失		
子会社における送金詐欺損失	95,267	
固定資産除却損	9,636	
店舗閉鎖損失	9,400	
減損損失	1,176,773	1,291,078
税金等調整前当期純損失		**△1,040,463**
法人税、住民税及び事業税	226,366	
法人税等調整額	287,986	514,352
当期純損失		**△1,554,815**
非支配株主に帰属する当期純利益		57,646
親会社株主に帰属する当期純損失		**△1,612,462**

貸借対照表

（2022年４月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,507,145**	**流動負債**	**1,693,996**
現金及び預金	2,962,167	1年内返済予定の長期借入金	70,800
売掛金	945,375	未払金	873,623
前払費用	85,293	未払費用	1,033
その他	514,309	預り金	740,477
		その他	8,062
固定資産	**2,833,389**		
無形固定資産	**191,672**	**固定負債**	**1,539,380**
ソフトウエア	225	長期借入金	267,840
ソフトウエア仮勘定	191,447	退職給付引当金	18,360
		長期未払金	148,541
投資その他の資産	**2,641,716**	債務保証損失引当金	983,155
関係会社株式	2,529,190	関係会社事業損失引当金	77,799
長期貸付金	11,738	繰延税金負債	43,683
長期前払費用	20,339	**負債合計**	**3,233,376**
その他	80,448	（純資産の部）	
		株主資本	**3,632,265**
		資本金	**142,570**
		資本剰余金	**4,891,858**
		資本準備金	132,570
		その他資本剰余金	4,759,288
		利益剰余金	**△1,145,057**
		その他利益剰余金	△1,145,057
		繰越利益剰余金	△1,145,057
		自己株式	**△257,106**
		新株予約権	**474,893**
		純資産合計	**4,107,158**
資産合計	**7,340,535**	**負債・純資産合計**	**7,340,535**

損　益　計　算　書

（自　2021年５月１日
至　2022年４月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		**2,038,227**
営業費用		**1,986,785**
営業利益		**51,442**
営業外収益		
受取利息	244	
雇用調整助成金	119,406	
その他	13,467	133,118
営業外費用		
支払利息	1,396	
支払手数料	30,271	31,668
経常利益		**152,892**
特別利益		
新株予約権戻入益	8,802	8,802
特別損失		
債務保証損失引当金繰入額	970,314	
関係会社事業損失引当金繰入額	5,447	
減損損失	83,205	
関係会社株式評価損	518,620	1,577,587
税引前当期純損失		**△1,415,892**
法人税、住民税及び事業税	3,800	
法人税等調整額	60,142	63,942
当期純損失		**△1,479,834**

連結計算書類に係る会計監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年７月13日

株式会社ビジョナリーホールディングス
　取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　正　人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　光　廣　成　史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ビジョナリーホールディングスの2021年５月１日から2022年４月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジョナリーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年７月13日

株式会社ビジョナリーホールディングス
　取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　正　人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　光　廣　成　史

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ビジョナリーホールディングスの2021年５月１日から2022年４月30日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年５月１日から2022年４月30日までの第５期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

2022年７月13日

株式会社ビジョナリーホールディングス　監査等委員会

常勤監査等委員　角　田　浩　一　㊞

監 査 等 委 員　加　藤　真　美　㊞

監 査 等 委 員　原　　口　　純　㊞

（注）監査等委員　加藤 真美及び原口 純は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）今後の当社子会社の事業領域の拡大及び多様化に備えるため、当社定款第２条の事業目的を追加するものであります。

（２）「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書に規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年９月１日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 １．眼鏡の輸出入、製造、卸売、販売、修理 ２．コンタクトレンズの輸出入、製造、卸売、販売 ３．眼鏡用レンズ・フレームの輸出入、卸売、製造、販売 ４．プリズム、センサー等眼鏡型ウェアラブル端末関連技術の研究開発、企画、製造、販売および輸出入に関する事業	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 １．眼鏡の輸出入、製造、卸売、販売、修理 ２．コンタクトレンズの輸出入、製造、卸売、販売 ３．眼鏡用レンズ・フレームの輸出入、卸売、製造、販売 （現行第４項を削除）

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
５．眼鏡販売業用機の販売、賃貸業	４．眼鏡販売業用機の販売、賃貸業
６．補聴器の輸出入、製造、卸売、販売、修理	５．補聴器の輸出入、製造、卸売、販売、修理
７．視力補正用レンズ、検眼用器具等医療用具の販売	６．視力補正用レンズ、検眼用器具等医療用具の販売
８．光学機器販売修理	７．光学機器販売修理
９．不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業	８．不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業
１０．健康食品、清涼飲料水の輸出入、製造、卸売、販売	９．健康食品、清涼飲料水の輸出入、製造、卸売、販売
１１．化粧品の輸出入、製造、卸売、販売	１０．化粧品の輸出入、製造、卸売、販売
１２．時計、計時機、装身具、貴金属及び宝飾品の輸出入、製造、卸売、販売、修理	１１．時計、計時機、装身具、貴金属及び宝飾品の輸出入、製造、卸売、販売、修理
１３．古物営業法に基づく古物商	１２．古物営業法に基づく古物商
１４．損害保険の募集に関する業務	１３．損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
１５．眼鏡等の学校、学習教育及び各種文化教育等の経営	１４．眼鏡等の学校、学習教育及び各種文化教育等の経営
（第１５項から第１９項を新設）	１５．自家用自動車有償貸渡業
（現行第１６項から第１８項を第２８項から第３０項に移設）	１６．自家用自動車有償運送事業
	１７．一般貨物自動車運送事業
１６．医薬品、医薬部外品及び医療用機械器具の輸出入、製造、卸売、販売	１８．一般乗用旅客自動車運送事業
	１９．患者、要介護者及び高齢者等の搬送業務
１７．飲食店の経営	
１８．食料品、健康食品、日用雑貨品の販売	
１９．介護保険法に基づく居宅サービス事業	２０．介護保険法に基づく居宅サービス事業
２０．介護保険法に基づく介護予防サービス事業	２１．介護保険法に基づく介護予防サービス事業

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
（第２２項から第２７項を新設）	２２．介護保険法に基づく訪問介護事業 ２３．介護保険法に基づく第１号事業 ２４．医療及びヘルスケア関連事業の営業、調査、マーケティングの支援 ２５．医療及びヘルスケア関連事業の経営支援 ２６．医療及びヘルスケア関連人材の派遣、採用支援、評価、教育、研修 ２７．医療及びヘルスケア関連商品の輸入、開発、製造、販売 ２８．医薬品、医薬部外品及び医療用機械器具の輸出入、製造、卸売、販売 ２９．飲食店の経営 ３０．食料品、健康食品、日用雑貨品の販売
２１．前１号から２０号におけるフランチャイズ経営、フランチャイズシステムによる加盟店の募集及び加盟店の指導並びにフランチャイズ加盟による運営	３１．前１号から３０号におけるフランチャイズ経営、フランチャイズシステムによる加盟店の募集及び加盟店の指導並びにフランチャイズ加盟による運営
２２．眼鏡型ウェアラブル端末およびその周辺機器の企画、開発、製造、販売、賃貸および輸出入に関する事業 ２３．眼鏡型ウェアラブル端末およびその周辺機器の保守、修理等のサービスに関する事業 ２４．ウェアラブル端末用眼鏡フレームおよびレンズの企画、開発、製造、販売および輸出入に関する事業 ２５．眼鏡型ウェアラブル端末用ソフトウェアの企画、開発、販売および輸出入に関する事業	（現行第２２項から第２５項を削除）

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
２６．経営コンサルティング	３２．経営コンサルティング
２７．通信ネットワークを利用した情報およびコンテンツの仲介および提供に関する事業	３３．通信ネットワークを利用した情報およびコンテンツの仲介および提供に関する事業
２８．出版、放送、メディアおよびコンテンツに関する事業	３４．出版、放送、メディアおよびコンテンツに関する事業
２９．インターネット等を通じた商取引および前記各号に関する事業	３５．インターネット等を通じた商取引および前記各号に関する事業
３０．著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他知的財産権の取得およびその管理運用に関する事業	３６．著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他知的財産権の取得およびその管理運用に関する事業
（第３７項から第４６項を新設）	３７．広告の企画、制作及び広告代理店業
	３８．雑誌、書籍、情報コンテンツの制作、編集、出版、販売及び放送業
	３９．情報ネットワーク及びシステムの構築、運用、ソフトウェア制作及び販売
	４０．商品販売等における会員制ポイントシステムの構築並びに運営及びポイントの販売
	４１．通信販売業
	４２．医療、健康に関する情報提供サービスその他のヘルスケア関連サービスの提供
	４３．企業に対する従業員の健康上の課題の解決のための支援
	４４．遺伝子検査その他の検査・解析に関するサービスの提供ならびに用具及び機器の販売
	４５．医療機関における診療業務の支援
	４６．イベント、プロモーションの企画、管理及び運営

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
（第４７項を新設） ３１．前記各号に関する各種サービスの提供、研修およびコンサルティング事業 ３２．前各号に附帯する一切の業務	４７．有価証券の保有及び運用 ４８．前記各号に関する各種サービスの提供、研修およびコンサルティング事業 ４９．前各号に附帯する一切の業務
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	（電子提供措置等） 第１５条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
附則	附則
第１条　令和３年７月２９日における定款変更の効力は、同日から施行する。	第１条　令和４年７月２８日における定款変更の効力は、同日から施行する。
（第２条から第４条を新設）	第２条　現行定款第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第１５条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第７０号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
	第３条　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第１５条はなお効力を有する。
	第４条　第２条乃至本条は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第１号議案　定款一部変更の件　変更理由(2)の補足説明

2022年９月１日に「電子提供制度」が上場会社に対して強制適用されます。

これに伴い、2023年３月以降の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主様の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせ）のみお届けすることになります。なお、本制度は株主様への情報提供を原則「書面」から「電子」に変更するものであり、情報量を制限するものではありません。

2023年３月以降の株主総会において、株主総会資料を書面で受領されたい株主様は「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「電子提供制度」の概要及び「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設の証券会社にお問い合わせいただくか、三井住友信託銀行株式会社の電子提供制度に関するウェブサイトをご参照ください。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）８名が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、８名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関して当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	星崎 尚彦（ほしざき なおひこ） (1966年10月27日) 再任	1989年４月　三井物産㈱ 入社 2000年１月　㈱フラージャコージャパン 代表取締役 2003年１月　㈱ブルーノマリジャパン 代表取締役 2006年１月　㈱バートンジャパン 代表取締役 2009年２月　コンサルティング会社設立 代表取締役 2011年10月　㈱クレッジ 代表取締役 2013年６月　㈱メガネスーパー（現㈱VHリテールサービス）執行役員副社長 2013年７月　㈱メガネスーパー（現㈱VHリテールサービス）代表取締役社長（現任） 2017年１月　㈱メガネハウス（現㈱VHリテールサービス） 代表取締役社長 2017年５月　㈱Enhanlabo 取締役 2017年６月　㈱関西アイケアプラットフォーム（現 ㈱VHリテールサービス）代表取締役社長 2017年８月　㈱みちのくアイケアプラットフォーム（現 ㈱VHリテールサービス）代表取締役社長 2017年11月　当社設立 代表取締役社長（現任） 2018年５月　㈱VisionWedge 代表取締役（現任） 2018年８月　㈱VISIONIZE 代表取締役（現任） 2019年５月　当社 アイケア事業本部長（現任） 2019年12月　㈱SENSEAID 代表取締役社長（現任） 2020年12月　㈱VHシェアードサービス 代表取締役社長（現任）	普通株式 525,211株
	【取締役候補者とした理由】 2013年７月に当社子会社代表取締役社長に就任、並びに2017年11月に当社設立・代表取締役に就任以来、当社の経営統轄者として強いリーダーシップを発揮し当社の経営を牽引してきた実績を有しております。上記経験を活かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	三井 規彰（みついのりあき） （1970年10月20日） 再任	2004年12月 ㈱クオカード 入社 2007年12月 ㈱タスコシステム 取締役経営管理本部長兼経営企画室長 2010年３月 ㈱EMCOMホールディングス 取締役管理本部長 2012年10月 ㈱アイレップ 経営推進本部長 2015年９月 ㈱メガネスーパー（現㈱VHリテールサービス）執行役員CFO 2016年７月 ㈱メガネスーパー（現㈱VHリテールサービス）取締役執行役員CFO（現任） 2017年１月 ㈱メガネハウス（現㈱VHリテールサービス）監査役 2017年５月 ㈱Enhanlabo 取締役 2017年６月 ㈱関西アイケアプラットフォーム（現㈱VHリテールサービス）監査役（現任） 2017年８月 ㈱みらのくアイケアプラットフォーム（現㈱VHリテールサービス）監査役（現任） 2017年11月 当社設立 取締役執行役員CFO（現任） 2018年５月 ㈱VisionWedge 監査役（現任） 2018年８月 ㈱VISIONIZE 監査役（現任） 2020年２月 ㈱SENSEAID 監査役（現任） 2021年２月 ㈱VHシェアードサービス 取締役（現任）	普通株式 236,410株
	【取締役候補者とした理由】 2015年９月に当社子会社に入社し執行役員、2016年７月より取締役、並びに2017年11月に当社設立・取締役を務めており、当社グループのファイナンス領域について豊富な経験と実績を有しております。上記経験を活かして、今後も当社グループの企業価値向上と経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。		
3	中村 成宏（なかむらなりひろ） （1972年７月17日） 再任	1996年４月 ㈱電通パブリックリレーションズ 入社 2006年８月 ㈱タカミ 入社 2007年６月 ㈱ファーストリテイリング 入社 2011年８月 ㈱ペルノ・リカール・ジャパン 入社 2012年２月 ㈱メガネスーパー（現㈱VHリテールサービス） 入社 マーケティング本部 ジェネラルマネジャー 2018年５月 当社 執行役員（現任） 2018年８月 ㈱VISIONIZE 取締役（現任） 2020年２月 ㈱SENSEAID 取締役（現任） 2020年３月 早稲田大学大学院経営管理研究科 経営管理修士号取得 2021年２月 ㈱VHシェアードサービス 取締役（現任） 2021年７月 当社 取締役（現任） 2021年７月 ㈱VHリテールサービス 取締役（現任）	普通株式 600株
	【取締役候補者とした理由】 広告、マーケティング業界における長年の知見と経験を有し、当社においてもマーケティング部門を主軸に当社グループのブランド価値向上に資するマーケティング戦略を推進するなど、当社執行役員としての役割を果たしてまいりました。これらのことから候補者が当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	松尾 拓道（まつお ひろみち） （1978年10月30日） 再任	2002年４月 ㈱ベルーナ 入社 2003年５月 ㈱松尾運送 入社 2011年10月 ㈱クレッジ 入社 2013年５月 ㈱クレッジ 執行役員 2013年９月 ㈱メガネスーパー（現㈱VHリテールサービス） 入社 営業本部コンタクト・補聴器グループ ジェネラルマネジャー 2017年１月 ㈱メガネハウス（現㈱VHリテールサービス）取締役 2018年５月 当社 執行役員（現任） 2020年２月 ㈱SENSEAID 取締役（現任） 2020年３月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 経営管理修士号取得 2021年２月 ㈱VHシェアードサービス 取締役（現任） 2021年７月 当社 取締役（現任） 2021年７月 ㈱VHリテールサービス 取締役（現任）	－株
	【取締役候補者とした理由】 事業運営における長年の知見・経験を有し、当社においてもコンタクトレンズ・補聴器事業部門を主軸に当社グループのコンタクトレンズ事業の飛躍的な成長を牽引するほか、グループ事業の運営面において執行役員としての役割を果たしてまいりました。これらのことから候補者が当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、取締役候補者としております。		
5	川添 隆（かわぞえ たかし） （1982年４月26日） 再任	2005年４月 ㈱サンエー・インターナショナル 入社 2006年10月 ㈱サイバーエージェント 入社、㈱クラウンジュエル（子会社）出向 2010年３月 ㈱クレッジ 入社 2013年７月 ㈱メガネスーパー（現㈱VHリテールサービス） 入社 EC・WEBグループ ジェネラルマネジャー 2017年６月 エバン(同) 設立 代表社員（現任） 2018年５月 当社 執行役員 CDO 2018年８月 ㈱VISIONIZE 取締役（現任） 2020年11月 当社 執行役員 CDO兼CIO（現任） 2021年２月 ㈱VHシェアードサービス 取締役（現任） 2021年７月 当社 取締役（現任）	－株
	【取締役候補者とした理由】 デジタルマーケティング、EC領域における長年の知見と経験を有し、当社においてもEC・WEB部門を主軸に当社グループのEC事業の成長を牽引するほか、EC事業とリアル店舗とデジタを融合させたオムニチャネル化を推進するなど、当社執行役員としての役割を果たしてまいりました。これらのことから候補者が当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	松本大輔（まつもとだいすけ） （1974年３月４日） 再任	1997年４月 マッキンゼーアンドカンパニーインクジャパン 入社 2007年10月 ブーズ・アンド・カンパニー㈱ シニアエグゼクティブ・アドバイザー 2009年10月 ルートエフパートナーズ㈱設立 代表取締役（現任） 2017年７月 ㈱メガネスーパー（現㈱VHリテールサービス）取締役 2017年８月 金融庁 金融研究センター特別研究員 2017年11月 当社設立 社外取締役（現任） 2019年７月 ㈱きずなホールディングス 社外取締役（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 企業経営者としての経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンス体制の強化が図れるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏は、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		
7	伊串久美子（いぐしくみこ） （1968年９月３日） 再任	2000年10月 デロイト・トーマツ・コンサルティング㈱（現デロイト・トーマツ・コンサルティング合同会社）テレコム&メディア事業部マネジャー 2003年１月 日本ヒューレット・パッカード㈱（現日本ヒューレット・パッカード合同会社）戦略企画部門マネジャー 2003年９月 同社 経営企画室渉外部長兼日本代表ロビイスト 2006年６月 エーオン・ホールディングス・ジャパン㈱ 経営企画部門長兼新規事業開発部長 2009年６月 ハーバード大学公共政策大学院 行政学修士号(MPA)取得 2011年９月 日本アイ・ビー・エム㈱ グローバル・ビジネス・サービス事業 戦略・市場開発部長 2012年７月 同社 グローバル・ビジネス・サービス事業 コンサルティング部門アソシエイト・パートナー 2014年９月 ㈱霞ヶ関総合研究所設立 代表取締役社長 2015年11月 ㈱USEN 社外取締役 2016年４月 ㈱アマガサ 社外取締役 2017年７月 ㈱U-NEXT(現㈱USEN-NEXT HOLDINGS)社外取締役 2018年７月 当社 社外取締役（現任） 2020年３月 ㈱ブロードリーフ 社外取締役（現任） 2022年５月 ㈱サマンサタバサジャパンリミテッド 社外取締役（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 企業経営者及び他の企業の役員を歴任しており小売業にとどまらず各業界からの幅広い見識及び経験から有益な助言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンス体制の強化が図れるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏は、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	富山 泰司（とみやま やすし） （1970年10月2日） 再任	2001年７月 セピエント㈱ 入社 2003年４月 エムスリー㈱ 入社 2009年５月 エムスリー㈱ 執行役員（現任） 2011年５月 エムスリーキャリア㈱ 取締役（現任） 2017年４月 エムスリー㈱ 新領域カンパニー プレジデント 2020年３月 ㈱SENSEAID 取締役（現任） 2020年４月 REXA㈱ 代表取締役 2020年９月 当社 社外取締役（現任）	ー株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 当社の大株主であるとともに事業戦略上の重要なパートナーであるエムスリー株式会社において、m3.com会員プラットフォーム運営や事業責任者等の要職を歴任されており、同社との業務提携をより推進させるとともに、経営の透明性確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏は、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

（注）
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は松本大輔氏、伊串久美子氏及び富山泰司氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額としております。同３名の再任が承認された場合、当社は同３名との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により塡補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 松本大輔氏、伊串久美子氏及び富山泰司氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、松本大輔氏及び伊串久美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定でおります。
6. 松本大輔氏は、現在当社の社外取締役でありますが社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年８ヶ月となります。
7. 伊串久美子氏は、現在当社の社外取締役でありますが社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。
8. 富山泰司氏は、現在当社の社外取締役でありますが社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年10ヵ月となります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社監査等委員である取締役全員（３名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	角田 浩一（つのだ こういち） （1967年10月27日） 再任	1993年11月 ㈱メガネスーパー（現㈱VHリテールサービス）入社 2009年５月 同社 企画統括部長 2010年７月 同社 取締役営業本部副本部長兼店舗戦略グループ部長 2012年８月 同社 リテールサポートグループジェネラルマネジャー 2016年８月 同社 外商グループジェネラルマネジャー 2017年８月 ㈱関西アイケアプラットフォーム（現㈱VHリテールサービス）取締役 2017年11月 当社 外商事業本部本部長 2020年９月 当社 取締役（監査等委員）（現任） 2020年９月 ㈱メガネスーパー（現㈱VHリテールサービス）監査役 2021年２月 ㈱VHシェアードサービス 監査役（現任）	普通株式 1,680株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 当社並びに当社子会社事業における豊富な経験・実績・見識を有しており、監査等委員として客観的かつ公正な立場における経営全般の監視と有効な助言を期待し、監査等委員である取締役候補者としております。		
2	加藤 真美（か とう ま み） （1963年５月７日） 再任	1986年４月 日本アイ・ビー・エム㈱ 入社 1997年４月 弁護士登録 1998年１月 桜丘法律事務所 入所（現任） 2012年４月 第二東京弁護士会 副会長 2016年６月 前澤化成工業㈱ 社外取締役（現任） 2018年７月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年７月 ㈱メガネスーパー（現㈱VHリテールサービス）監査役 2019年６月 ㈱あさくま 社外取締役 2021年６月 ㈱タダノ 社外監査役（現任）	－株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長年に亘る弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と法律に関する高い見識及び専門性を有しており、これまでの幅広い経験と専門知識を当社の監査・監査体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	原口 純（はらぐち じゅん） （1978年２月28日） 再任	2004年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2008年３月 原口会計事務所開設（現任） 2008年３月 ㈱スパイラル・アンド・カンパニー 入社 2011年４月 公認会計士登録 2018年２月 ㈱ベスパコンサルティング設立 代表取締役（現任） 2019年６月 ㈱オープンドア 監査役（現任） 2020年９月 当社 取締役（監査等委員）（現任） 2020年９月 ㈱メガネスーパー（現㈱VHリテールサービス）監査役	－株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しているほか、企業経営コンサルティングを通じた経験に基づく豊富な知識・経験を当社の監査に反映していただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。上記の経験に鑑みて、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 加藤真美氏及び原口純氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により塡補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、加藤真美氏及び原口純氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定でおります。
5. 加藤真美氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。
6. 原口純氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、在任期間は本総会終結の時をもって１年10ヶ月となります。

以　上

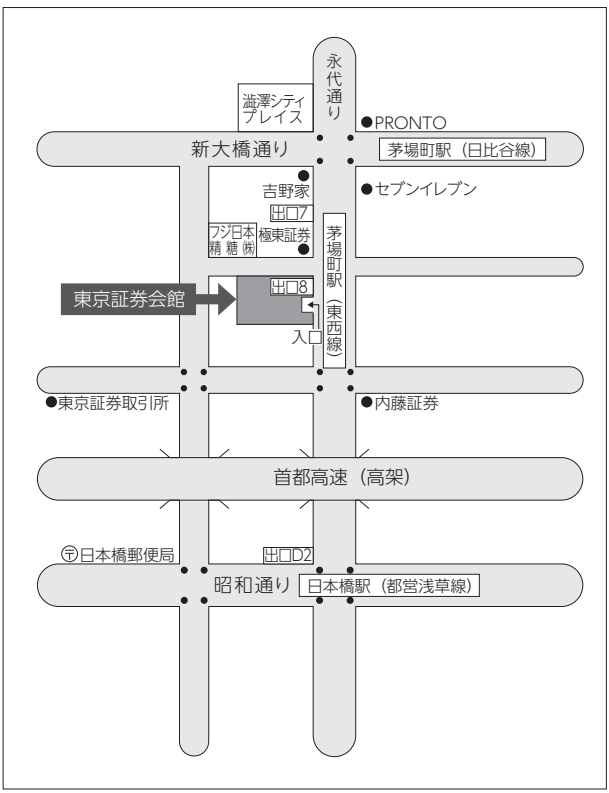
〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

東京証券会館８階ホール
東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
電話　03-3667-9210



●東京メトロ　東 西 線　日比谷線　茅場町駅　８出 口 直結　７出 口 より徒歩２分

●都営浅草線　東京メトロ　銀 座 線　東 西 線　日本橋駅　Ｄ２出口より徒歩５分